

浦幌町立図書館図書資料選定基準

平成31年浦幌町教育委員会訓令第5号

(目的)

第1条 この基準は、浦幌町立図書館資料収集方針(平成 年教育委員会訓令第 号)に基づき、浦幌町立図書館の図書資料等の収集に関する選定の基準を定めることを目的として制定する。

(図書資料等の選定)

第2条 図書資料等の選定は、基礎的、入門的なものから専門的なものまで、各分野にわたり広範囲に選定することを原則とするが、それぞれの主題別選書基準は次の各号によるものとする。

(1) 総記(図書館学、書誌学、百科事典、逐次刊行物、叢書)

ア 図書館関係図書、書誌学、読書、出版関係の図書は網羅的に収集する。

イ 情報科学、ソフトウェアに関しても一般的なものを収集する。

(2) 哲学(哲学、心理学、倫理学、宗教)

ア 哲学、心理学、倫理学、宗教については、基本図書を中心に収集する。

イ 心霊研究、占いなどは、特に内容を検討し厳選して収集する。

ウ 人生訓、処世術などは、特に内容を検討し厳選して収集する。

(3) 歴史(歴史、伝記、地理)

ア 世界史、各国史、都道府県史、市史等は史料に基づき内容が正確で客観性をもつ資料は、入門書から専門書まで収集する。

イ 日本史については、史料類及び各時代、主題についてはそれぞれ網羅的に収集する。

ウ 被伝者の生涯の事績を客観的に叙述した歴史的人物の伝記は、各国のものも広く収集する。

エ 各種旅行ガイドブックについては、適宜最新版に更新する。

(4) 社会科学(政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防)

ア 各主題に関する資料は、入門書から専門書まで内容の平易なものを広く収集する。ただし、高度のものは避けるものとする。

イ 法律、経済、財政学については、逐次改訂版に更新し、現在の社会現象や動向を反映した新刊書を収集する。

ウ 現行教科書は、収集に努めるものとする。

(5) 自然科学(数学、理学、医学)

ア 各分野の基本図書とし、主として入門的な資料を収集する。

イ 自然科学の最新情報に留意し、常に新しい情報が提供できるように収集する。

(6) 技術(工学、工業、家政学)

ア 技術・工業については、入門書から専門書まで広く収集する。ただし、純学術的専門書は除く。

- イ 技術・工業の進歩にあわせて、新刊書の収集に努めるものとする。
- ウ 家政・生活科学に関するものは、日常生活に役立つ実用書も収集する。
- (7) 産業（農林水産業、商業、運輸、通信）
 - ア 地域の主要産業に関する一般的資料は、広く収集する。
 - イ 各産業の動向等に留意し、常に新しい情報が提供できるようにする。
- (8) 芸術（美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽）
 - ア 芸術については、各時代の代表的人物に関する作品集、作家研究著作を収集する。
 - イ 美術全集、画集、写真集は類書と比較し、評価の高いものを収集する。
 - ウ 各種スポーツの紹介、技術の手引書、ルール集を中心に収集する。
 - エ 健全な娯楽に関する資料を収集する。ただし、射幸ゲームの予想書は収集しない。
- (9) 言語
 - ア 世界各国の言語の理論、歴史、文法、語法解釈、作文、会話等種々の分野を収集する。
 - イ 語学の習得に関する入門書も収集する。
- (10) 文学
 - ア 評価の定着した日本文学及び外国文学は、古典から現代文学まで収集する。
 - イ 著名な文学者については、個人全集はじめ伝記、作家研究、評論等も収集する。
 - ウ 詩歌、短歌、俳句は全集、叢書、年鑑、研究書を中心に収集する。また、これらの新刊書についても留意し収集する。

(図書資料等の選定の留意点)

第3条 図書資料等の選定にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 専門書 専門的学術研究機関の調査、研究に必要な学術的資料は、原則として収集しない
- (2) ベストセラー図書 その時代の風俗、流行、時代背景を反映する資料として収集する。ただし、ベストセラーであることをそのままの収集条件としない。
- (3) 受賞図書、推薦図書 各国の受賞作品は、図書として刊行されない作品は収集しない。ただし、各種団体の推薦図書は、収集方針と合致したもののみ収集する。
- (4) 地方出版物（北海道内） 地方出版物も収集するように努める。
- (5) 継続刊行資料 全集、叢書、講座類は類似書を検討したうえで主題を系統的に網羅し、資料価値の高いものを全巻収集する。また、新書、文庫本についても収集に努めるものとする。
- (6) 収集の参考資料 主に週刊新刊全点案内を参考として、その他各種の参考資料、利用者のリクエストなども参考とする。
- (7) ヤング・アダルトを対象とする資料 収集する分野は全般として、特に中学

生から高校生に関心の高い主題を中心に収集する。

(8) 次に掲げる資料は収集の対象外とする。

- ア セックスを興味本位で扱った資料
- イ 試験問題集、学習参考書、各種教材
- ウ 振興宗教の個々の布教書
- エ ゲームの攻略本

(参考資料図書収集の留意点)

第4条 参考資料図書の収集にあたっては町民の調査研究活動に役立つ資料を幅広く収集するものとし、次の各号に留意する。

(1) 参考調査のために他の資料との関わりに留意し、次に掲げるものを収集する。

- ア 百科事典
- イ 各分野の事典
- ウ 辞典
- エ 年鑑
- オ 年報
- カ 統計書
- キ 便覧
- ク ハンドブック
- ケ 名簿
- コ 名鑑
- サ 図鑑
- シ 地図帳
- ス 年表
- セ 書誌
- ソ 目録
- タ 索引
- チ 法令
- ツ 判例
- テ 政府刊行物
- ト 電話帳

(2) 選択用件として調査、参照の資料のため検索手段があること。(配列・索引)

(3) 内容の用件としては次に掲げるものであること。

- ア 細分化された主題に関する資料は、他の分野の状況を考慮し収集する。
- イ 政府刊行物は、特殊な主題を除き広く収集する。
- ウ 所蔵資料の改訂、増補版等は、内容の変化が著しく軽微なものを除き収集する。
- エ 法令集、判例集は、基本的なもののみ収集する。

(4) 形態形式の用件としては、次に掲げるものであること。

- ア 同一資料で大型版と縮小版があるものは、大型版を収集する。
- イ 特に利用の多い主題については、大型、多巻物とともに手軽に扱える資料も収集する。
- ウ 年鑑、白書等は継続して収集する。
- エ 法令、判例等を除き原則として加除式資料は収集しない。

(郷土資料図書収集の留意点)

第5条 郷土資料は、積極的かつ網羅的に収集し、その充実に努め、必要に応じて、複本収集を行なうものとし、次の各号に留意する。

- (1) 選択の要件としては次に掲げるものとする。
 - ア 浦幌町及び十勝管内に関するもの。
 - イ 北海道全域に関するもの（北海道を範囲とする叢書も含む）。
 - ウ 北海道内の各地方史。
 - エ 浦幌町及び北海道と関係の深い地域を扱ったもの。
- (2) 種類別の要件としては次に掲げるものとする。
 - ア 一般郷土資料は積極的に収集する。
 - イ 行政資料は浦幌町及び町内行政機関、議会の編集発行物は事務管理経由の納本について収集する。ただし、必要なものについては購入して収集する。
 - ウ 地図資料については浦幌町、北海道全域を扱ったもの及び浦幌町の住宅地図は収集する。
 - エ アイヌ関係資料については、これを収集する。

(逐次刊行物収集の留意点)

第6条 刊行誌が膨大なことから購入誌紙については、各分野の代表的なものを厳選し資料価値と利用者要求を勘案して収集するものとし、次の各号に留意する。

- (1) 選択要件として次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 継続収集を必要とする。
 - イ 速報性をもつ。
 - ウ 他の資料形態に再現されない情報を多く含む
- (2) 種類の要件としては次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 雑誌は市販雑誌の中から各分野の代表的なものを収集する。
 - イ 新聞は全国紙、道内紙、地方紙を収集し、主要地方版は縮小版も収集する。

(児童資料収集の留意点)

第7条 幼児から小学生を対象とした健全な資料、人間形成と読書週間に役立つ資料及び児童図書の研究資料等の収集を行なうものとし、次の各号に留意する。

- (1) 主題別に次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 絵本 絵がストーリーを語っており、絵と文が一体化されていること、又は絵、ストーリーともに児童にふさわしいもの。
 - イ 参考図書 情報が正確であり項目の索引と参照が十分用意され、容易に検索できること。

ウ 伝記 史実に忠実で生涯史であること、若しくは被伝者の欠点も含め人間的に描かれていること。

エ 知識の図書 新しい知識・情報を備えていること、若しくは小学校教育課程の要求を満たしていること。

オ 実用書 説明が正確でわかりやすいこと及び高度な技術を要しないこと。

カ 文学 原著について説明があること、原則として抄訳、重訳、翻案ものや極端なダイジェスト版でないこと、ただし、各賞の受賞作品は積極的に収集する。

(2) 逐次刊行物に分類される雑誌については通俗的ではなく図書資料を補う知識のものを収集する。

(3) 紙芝居については第1号アを準用する。

(視聴覚資料収集の留意点)

第8条 映像資料としてビデオテープ、DVD等を、聴覚資料としてコンパクトディスク等を収集するものとし、選定に当たっては第2条から第7条に掲げる規定を準用する。

(委任)

第9条 この基準の運用に関して必要な事項は浦幌町立図書館長が別に定める。

附 則

この訓令は公表の日から施行する。